

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（平成 24 年 6 月横浜市条例第 32 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第 3 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>第 4 日曜日（12 月にあつては、第 1 日曜日及び第 4 日曜日とする。）並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。</u></p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、午前 9 時から<u>午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u></p> <p>(第 3 号及び第 3 項から第 5 項まで省略)</p>	<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第 3 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に定める横浜市の休日とする。</u></p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間 午前 9 時から<u>午後 5 時 15 分</u>までとする。</p> <p>(第 3 号及び第 3 項から第 5 項まで省略)</p>
<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第 12 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 前項第 1 号ア並びに第 2 号ア及びウに掲げる書類にはそれぞれ副本 1 通を、同号エに掲げる書類にはその写し 1 通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第 12 条 (第 1 項省略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(事業の概要等に関する変更の届出)</p> <p>第 13 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 前項第 1 号ア、イ及びエ並びに第 2 号ア及びウに掲げる書類にはそれぞれ副本 1 通を、同項第 1 号オ及び第 2 号エに掲げる書類にはその写し 1 通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(事業の概要等に関する変更の届出)</p> <p>第 13 条 (第 1 項省略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)</p> <p>第 14 条 条例第 12 条第 1 項(条例第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による条例第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類の備置きは、条例第 12 条第 5 項第 12 条第 7 項の規定による閲覧の請求があつた場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第 2 項から第 4 項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。</p> <p>2 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定めるものは、<u>前条第 1 項第 1 号ア</u>に掲げる書類とする。</p>	<p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)</p> <p>第 14 条 条例第 12 条第 1 項(条例第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による条例第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類の備置きは、条例第 12 条第 5 項第 12 条第 7 項の規定による閲覧の請求があつた場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第 2 項から第 4 項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。</p> <p>2 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定めるものは、<u>前条第 1 号ア</u>に掲げる書類とする。</p>

(役員報酬規程等の提出)
第16条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項の書類には、それぞれ副本1通を添付
しなければならない。

4 条例第13条第3項に規定する規則で定める
書類は、条例第4条第1項第6号及び第8号に
掲げる基準に適合している旨並びに条例第6
条各号のいずれにも該当していない旨を説明
する書類とする。

第3号様式 (第12条第1項、第13条第1項)

指定特定非営利活動法人変更届出書

(略)

(役員報酬規程等の提出)
第16条 (第1項及び第2項省略)

(削除)

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める
書類は、条例第4条第1項第6号及び第8号に
掲げる基準に適合している旨並びに条例第6
条各号のいずれにも該当していない旨を説明
する書類とする。

第3号様式 (第12条、第13条)

指定特定非営利活動法人変更届出書

(略)